

消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書の届出要領

1 届出の趣旨

消防用設備等または特殊消防用設備等の設置にあたって、工事完了後に技術上の基準または設備等設置維持計画に従って設置されているかを消防機関が確認し、設置の段階から有効に機能を発揮できるようにすることにより、国民が安心して防火対象物を使用することができるようにするために規定されているものである。

2 届出要領

(1) 届出時期

設置工事が完了した日から4日以内に提出すること。

(2) 添付図書

消防用設備等（特殊消防用設備等）ごとに表（2）－1に掲げる図書及び消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書を消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書に添付すること。

着工届出書等が提出されている設置届出書については、着工届出書等の提出時から工事内容に変更がない場合は、消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書の添付のみで足りるものとする。

(3) 届出方法

[ちば電子申請システム](#)にて電子申請、又は、各消防用設備等の種類ごとに2部（正本及び副本をそれぞれ1部）を届け出ること。

また、郵送による届出については、「[郵送による届出等について](#)」を参照すること。

(4) 届出先

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 セーフティーちば4階
千葉市消防局予防部指導課

※担当係

建築第一係（中央区、緑区） Tel043-202-1668

建築第二係（花見川区、稲毛区、若葉区、美浜区） Tel043-202-1736

表（2）－1

設備等の種類	添付を要する図書		
	平面図*1	配管系統図*2	配線系統図*3
消火器	○		
屋内消火栓設備	○	○	○
スプリンクラー設備	○	○	○
水噴霧消火設備	○	○	○
泡消火設備	○	○	○
不活性ガス消火設備	○	○	○
ハロゲン化物消火設備	○	○	○
粉末消火設備	○	○	○
屋外消火栓設備	○	○	○
動力消防ポンプ設備	○*4		
自動火災報知設備	○		○
ガス漏れ火災警報設備	○		○
漏電火災警報器	○		○
消防機関へ通報する火災報知設備	○		○
非常警報設備	○		○
避難器具	○*4		
誘導灯	○		○
消防用水	○*4		
排煙設備	○	○	○
連結散水設備	○	○	○
連結送水管	○	○	○
非常コンセント設備	○		○
無線通信補助設備	○		○
総合操作盤	○		○
フード等用簡易自動消火装置	○	○	○
パッケージ型消火設備	○		
パッケージ型自動消火設備	○	○	○
共同住宅用スプリンクラー設備	○	○	○
特定駐車場用泡消火設備	○	○	○
特定小規模施設用自動火災報知設備	○		○
複合型居住施設用自動火災報知設備	○		○
共同住宅用自動火災報知設備	○		○
住戸用自動火災報知設備	○		○
共同住宅用非常警報設備	○		○
加圧防排煙設備	○	○	○
共同住宅用連結送水管	○	○	○
共同住宅用非常コンセント設備	○		○

- ＊1 平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。また、間仕切り壁については、上部の開口高さ等を記載すること。
- ＊2,3 配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。
- ＊4 配置図を添付すること。

3 届出に係る留意事項

（1）一般的事項

- ア 届出様式、記載例は、[千葉市消防局のホームページ](#)を参照すること。
- イ 届出は、防火対象物ごと（消防用設備等の設置単位に基づいた棟単位をいう。）に行うことを原則とするが、敷地単位又は複数の防火対象物を一の防火対象物として設置が必要となる消防用設備等についてはこれによらないことができる。（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水）
- ウ 防火対象物ごとに消防検査の時期を同一とする消防用設備等を一括して届け出ること。
- エ 添付書類は、折り上げて JIS A4 を原則とする。また、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。
- オ 増設、移設及び取替えの場合は、工事部分とその他の部分を色別等により明確にすること。
- カ 任意で設置する消防用設備等については届出の必要はない。

（2）個別事項

- ア 着工届出書等から変更があった場合は、変更部分に係る図書を設置届出書に添付すること。また、不足図書があった場合についても同様に提出すること。
- イ 軽微な工事に該当し、着工届出書等を省略した場合については、必要に応じて計算書を添付する必要があること。
- ウ 消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。）にあっては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。

4 設置届出書の概要

届出を要する防火対象物及び消防用設備等

設置届出書は、表（2）－2に該当する防火対象物において消防用設備等又は特殊消防用設備等（簡易消火用具及び非常警報器具を除く。）を設置した場合に提出が必要となる。

表(2)-2 (第2 消防検査・使用開始検査 表(2)-1と同様)

届出を要する防火対象物		
(1)項イ	〔劇場・映画館・演芸場・観覧場〕	延べ面積 300 ㎡以上
(1)項ロ	〔公会堂・集会場〕	
(2)項イ	〔キャバレー等〕	延べ面積 300 ㎡以上
(2)項ロ	〔遊技場等〕	
(2)項ハ	〔性風俗関連特殊営業店舗等〕	
(2)項ニ	〔カラオケボックス等〕	面積に関係なく検査対象
(3)項イ	〔料理店等〕	延べ面積 300 ㎡以上
(3)項ロ	〔飲食店〕	
(4)項	〔百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場〕	延べ面積 300 ㎡以上
(5)項イ	〔旅館・ホテル・宿泊所等〕	面積に関係なく検査対象
(5)項ロ	〔共同住宅・寄宿舍・下宿等〕	延べ面積 500 ㎡以上
(6)項イ(1)～(3)	〔病院・診療所・助産所等〕	面積に関係なく検査対象
(6)項イ(4)		延べ面積 300 ㎡以上
(6)項ロ	〔老人短期入所施設・老人ホーム・障害者支援施設等〕	面積に関係なく検査対象
(6)項ハ	〔老人デイサービスセンター・保育所・放課後等デイサービス・共同生活援助を行う施設等〕	延べ面積 300 ㎡以上 入居・宿泊を伴う場合は面積に関係なく検査対象
(6)項ニ	〔幼稚園・特別支援学校〕	延べ面積 300 ㎡以上
(7)項	〔小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校等〕	延べ面積 500 ㎡以上
(8)項	〔図書館・博物館・美術館等〕	延べ面積 500 ㎡以上
(9)項イ	〔公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場等〕	延べ面積 300 ㎡以上
(9)項ロ	〔(9)項イ以外の公衆浴場〕	延べ面積 500 ㎡以上
(10)項	〔車両の停車場・船舶又は航空機の発着場〕	延べ面積 500 ㎡以上
(11)項	〔神社・寺院・教会等〕	延べ面積 1,000 ㎡以上
(12)項イ	〔工場又は作業場〕	延べ面積 500 ㎡以上
(12)項ロ	〔映画スタジオ又はテレビスタジオ〕	
(13)項イ	〔自動車庫又は駐車場〕	延べ面積 500 ㎡以上
(13)項ロ	〔飛行機又は回転翼航空機の格納庫〕	延べ面積 300 ㎡以上
(14)項	〔倉庫〕	延べ面積 500 ㎡以上
(15)項	〔事務所等の前各項に該当しない事業場〕	延べ面積 1,000 ㎡以上
(16)項イ	〔複合用途防火対象物のうち(1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ部分を含むもの〕	延べ面積 300 ㎡以上 *
(16)項ロ	〔複合用途防火対象物のうち(16)項イ以外のもの〕	延べ面積 300 ㎡以上
(16の2)項	〔地下街〕	延べ面積 300 ㎡以上 *
(16の3)項	〔準地下街〕	延べ面積 300 ㎡以上 *
(17)項	〔重要文化財・重要有形民俗文化財等の建造物〕	延べ面積 300 ㎡以上
(18)項	〔延長 50 メートル以上のアーケード〕	延べ面積 300 ㎡以上

* 令別表第1(2)項二、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分が存するものについては、面積に関係なく検査対象